

展示造形物の概要

ドライドックの原寸模型製作にあたっての前提条件を整理する。

(1) ドライドックの表現の考え方：

・発掘調査で検出した遺構の再現を原則とする。

ただし、検出遺構は、ドライドックが完成した状態あるいは運用されていた状態を完全に示しているわけではなく、最終的な形状を呈しているものと思われ、さらに遺構の一部は後世の削平等により、失われている部分もある。

現状においてはドライドックの構造や運用の全てが解明されたわけではなく、調査成果の評価が定まっていない部分も多い。

そこで、今回のドライドックの原寸模型については、推定情報に基づく遺構復元等はできるだけ行わず、地下に埋まっているドライドック遺構を再現した模型として製作するものとする。

これにより、見えない遺構を直接見せる状態を作り出したいという意図にも合致する。

(2) 再現するドックの切り取り範囲：

・平成 23 年度調査 (18 区) で検出した北側護岸遺構 (本渠部、約 12m) を対象とする。

・原寸模型の規格は幅約 8m×奥行き約 8m×高さ約 3.6mとの想定であるため、この規格で最も残存状況の良い部分を切り取ることにする。

・模型は、ドックの運用時の形状 (砂と粘土で覆土された状態) を幅約 3m、ドックの骨組み構造を示した形状を幅約 5mとし、その両方を並存させて表現する。ただし、運用時の形状 (覆土) は完掘しているため、土層断面図の情報により再現する。

・模型は、隣接する大型スクリーンとの演出上のつながりを考慮し、大型スクリーンと接する部分にドックの運用時の形状を配置する。

(3) 情報補完の考え方

推定情報に基づく遺構復元等はできるだけ行わないことを原則とするが、以下の 2 点については検討したい。

① ドック 1 段目の表現：

覆土の状況はドックの切り取り範囲全てで確認できているわけではない。また、削平を受けている 1 段目の遺構についても不明瞭な部分も多い。

今回の調査 (平成 30 年度、25 区) においては、削平を受けた 1 段目の遺構 (横板、杭) について平面で明瞭に確認できている。

そこで、その調査の所見を基に、模型の 1 段目の検出状況を組み合わせて表現することを検討したい。

② 土嚢の表現：

今回の調査 (平成 30 年度、25 区) においては、渠壁内部から砂の流出を防ぐ目的で設置したと思われる土嚢が検出され、新たな成果を得ることができた。

これまでは、明確に確認できていなかったドックの構築方法の一つであると考えられる。

そこで、この成果を、模型の中に表現することを検討したい。



遺構図



ドライドック護岸遺構 (本渠部/18 区)



25 区で検出された 1 段目の遺構



25 区で検出された土嚢